

平成27年 6 月18日提出

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条
例第61号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項中「又は看
護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運
営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）の施行
による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第
61号）の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育
所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における准看護師の配置
に係る特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。